

福島12市町村の関係人口拡大・定着に向けた情報発信事業
に係る募集要項

2025年8月12日

公益社団法人
福島相双復興推進機構
広域まちづくりグループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「機構」という。）では、福島12市町村の関係人口拡大・定着に向けた情報発信事業を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

東日本大震災から既に14年が経過し、福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示の対象となった福島12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村：以下「12市町村」）では、避難指示の解除を受け、帰還事業者の事業再開と新規進出事業者の事業開始により、まちの復興に向けた新たなまちづくりが進んでいるが、未だ帰還していない事業者や住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

そのため、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）では、12市町村の地域活力の向上に向けて、事業再開及び帰還促進と並行して、将来的な起業や移住・定住の拡大を視野に、地域内外の多様な視点を取り入れた新たなまちづくりを進めていくことが重要であるとの考えのもと、関係人口の拡大に向けて、首都圏等の人材へのアプローチなど、関係人口の拡大に向けた取り組みを進めてきた。一方で、関係人口の拡大にあたっては、外部からの人材誘致だけでなく、受け入れ側である12市町村が関係人口に対する理解を深め、多様な関わり方を提供することも不可欠であり、これにより、地域側が主体的に関係人口と協働・共創し、具体的なアクションにつなげていくことが期待される。

こうした背景を踏まえ、本委託事業では、更なる関係人口の拡大はもとより、12市町村側からの働きかけによる関係人口との協働・共創を通じた課題解決等に資する取り組みの好事例を“見える化”することで、地域住民による関係人口への積極的な関与を促進する。あわせて、現在関係人口として活動している方々に対して多様な関わりしるを提供することも視野に入れ、関係人口に至る動機や活動実態、関係人口に対する地域住民

からの声なども整理し、冊子（紙媒体及び電子媒体）として取りまとめる。

2. 事業内容

（１） 件名

福島 12 市町村の関係人口拡大・定着に向けた情報発信事業

（２） 業務内容等

受託事業者は、上記の目的を踏まえた上で、本事業がより効果的な取り組みとなるよう工夫し、以下①～③を実施する。

① 取材業務

冊子の制作にあたり必要な取材業務を行うこと。取材対象は、（ア）関係人口当事者、（イ）関係人口と直接的に協働等行っている地域住民（地域組織等含む）、（ウ）関係人口との直接的な関係は少ない地域住民とし、これら3者への取材を必須とする。それぞれの取材項目については、原則として以下に示す内容とするが、機構と協議の上、受託者の提案による独自の取材項目を加えても差し支えない。

なお、冊子は本年度中に15～20ページ程度の構成を想定し、2巻に分けて作成することを基本とするが、機構と協議の上で1冊にまとめるなどの対応も可能とする。各巻における具体的な取材対象者は、機構と協議の上で決定するものとする。

【取材項目】

（ア） 関係人口当事者

- ・ 12市町村の関係人口となった背景
 - ・ 関係人口の視点から見た12市町村の魅力
 - ・ 12市町村への来訪頻度
 - ・ 誰と出会い12市町村でどのような活動をしているか
 - ・ 関係人口として自身が力になれることや自己PR
 - ・ 経済効果の可視化（交通費、滞在費、活用制度等）
 - ・ 12市町村滞在時の拠点事情
 - ・ 対象者の基礎情報（職業、現在の居住地等）
- 等

（イ） 関係人口と直接的に協働等行っている地域住民

- ・ 関係人口との出会いのきっかけ
 - ・ どのような連携・協力をしているか、関係性が深まったきっかけ
 - ・ 関係人口に対する第一印象と現在の印象の変化
 - ・ 求める関係人口の人材像
 - ・ 関係人口に対するメッセージ
- 等

(ウ) 関係人口との直接的な関係は少ない地域住民

- ・ 関係人口に対する評価
 - ・ 関係人口に期待すること
 - ・ 自身も関係人口との関わりを持ちたいか
 - ・ 関係人口と連携したいことや助けてほしいことはあるか
- 等

② 全体構成及びデザインの検討

冊子の全体構成及、デザインの提案（関係人口をわかりやすく伝える上でのキャッチーなコピー・スローガン、キャラクター等）及び制作を行うこと。

全体構成は上記①における取材内容に加え、以下項目を盛り込むこととするが、機構と協議の上で、受託者の提案による独自の項目を加えても差し支えない。

- ・ 関係人口の解説
- ・ 機構の概要及び機構における関係人口拡大に向けた取り組みの紹介
- ・ 関係人口と地域が関わりを深めるために必要なこと等の考察をまとめた当該冊子の総括となる有識者からの寄稿
- ・ 冊子では取り上げきれなかった関係人口当事者の紹介
- ・ 機構の紹介（組織概要ではなく、関係人口と地域側のハブになる存在として機構を紹介すること）
- ・ 上記①（ア）の取材対象者が関係人口化するまでの過程をグラフィックレコーディング等で可視化したもの

③ 冊子印刷業務及び電子媒体の納品

上記①及び②を踏まえて制作した冊子の印刷を行い、機構宛に納品すること。印刷数はそれぞれ10,000部／巻とし、仕様はB5サイズ・中綴じ製本・上質紙とする。

また、冊子の制作が完了した段階で電子媒体についても機構宛に送付すること。

【提出目安】

1巻：2026年1月下旬まで

2巻：2026年3月中旬まで（1巻・2巻まとめた場合を含む）

具体的な提出期日については、業務進捗を確認し、機構と協議の上、決定するものとする。

3. 進捗報告

（1） 定例報告

受託者は、定期的に受託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する、打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

（2） 随時報告

受託者は、定例報告の他、機構からの求めに応じて本事業の進捗状況を別途報告する。

4. 事業報告

2.（3）①～③の業務完了後、履行期間内に本事業に関する報告会を実施すること。開催時期等は以下の通り。

時 期：2.（3）①～③の業務完了後の履行期間内

場 所：福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル

※対面での実施を原則とする。

5. 業務内容に係る留意事項

（1） 各企画の内容（デザイン、キャスティング、実施方法等）については、機構と十分に協議を行った上で決定すること。

（2） 各企画の実施については、感染症等の状況を考慮し、中止や延期の判断をする場合があることとし、その場合は、再度見積もりを提出した上で、変更の契約を行う

こと。

- (3) 本事業により制作された制作物については、委託期間中及び委託期間終了後に、機構が活用できるものとする。

6. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

7. 締結後の提出書類・納入物および検収

以下の提出物の検査合格をもって検収とする。

- (1) 制作した冊子（電子媒体含む※word・ppt等、納品後に機構で編集可能なファイル形式のデータも含めることとする。ファイル形式は機構と協議の上指示に従う。）
- (2) 業務報告書（電子データ）
- (3) その他機構が必要と認める書類
- (4) 納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構

8. 応募資格

本支援業務の申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

9. 契約の要件

予算規模：(企画競争の場合) 9,605,000円（税別）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、機構と調整した上で決定することとします。

10. 応募手続き

① 募集期間

募集開始日：2025 年 8 月 12 日（火）

締切日：2025 年 9 月 10 日（水）17 時必着

② 質問期限及び回答方法

質問期限：2025 年 8 月 25 日（月）17 時（必着）

下記問い合わせ先へ電子メール(様式任意)により質問してください。

回答予定：2025 年 8 月 29 日（金）以降

弊機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載します。

③ 応募書類

ア 以下の書類を（４）により提出してください。

- ・ 申請書（様式１）
- ・ 見積書(様式２) ※任意の様式でも可
- ・ 企画提案書
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 直近の財務諸表
- ・ 業務委託契約書（案） ※代案がある場合

イ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

ウ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

エ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申

請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

④ 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※1 度に受信できるファイルサイズは 10MB が上限となります。10MB を超える場合は、複数回に分けて送信してください。

⑤ 秘密情報

ア 業務委託契約書（案）記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および機構双方の遵守事項とします。

イ 業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとします。

11. 審査について

① 審査方法

応募書類について、1 次審査を書面にて、2 次審査をプレゼンテーションにて総合的に審査・評価し、その結果に基づき委託候補者（優先交渉者）を選定します。

② 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

ア 8.の応募資格を満たしているか。

イ 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

③ 審査スケジュール（予定）

ア 1 次審査の結果：2025年9月16日（火）以降、参加者に通知します。

イ 2 次審査：2025年9月18日（木）9時～17時の間、40分間程度

弊機構の会議室で行います。詳細は、1 次審査の合格者へご案内します。

④ 調達候補先の決定及び通知について

2次審査の結果、調達候補とされた申請者については、機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

12. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）を基に Word の校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

13. 提案書・見積書に記載すべき事項

① 提案書

- ア 事業の目的、内容、および実施方法
- イ 事業実施計画
- ウ 事業実施体制

② 見積書

- ア 工数および費用について、見積書に記載してください。

14. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構
総務調整グループ業務調整部契約管理課
担当： 高橋、綿引（070-3813-6977）
E-mail : kikou-koubo_3@fsr.or.jp

お問い合わせは原則として電子メールでお願いします。

(様式 1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

「福島12市町村の関係人口拡大・定着に向けた情報発信事業」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E - m a i l	